



一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

譲渡譲受認可書交付式

安全の

プロフェッショナルとして

6月23日(金)午後3時より、個人タクシー会館にて、関東運輸局主催による「個人タクシー譲渡譲受認可書交付式」が行われました。

認可書の交付後、関東運輸局東京運輸支局吉田和弘次長より、以下のお祝いの言葉がありました。

「これからは個人タクシー事業者として日々営業されることとなりますが、皆様方が個人タクシー事業者として誇りと自覚を持ってタクシー事業の発展に貢献されますようご活躍を期待する次第です。

現在、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、官民をあげて様々な取り組みが進められています。タクシー業界には訪日外国人への対応や接客マナー向上等が求められています。東京のタクシーの評価は世界の中でも総

合的に高いものとされています。その評価が今後も維持継続できるよう、皆様のご努力に期待をしております。

最後に、3つのお願いがあります。輸送の安全・安心の確保、法令遵守(コンプライアンス)、適正化及び活性化です。一人ひとりがプロフェッショナルとしての意識を持ち、一丸となって取り組んで下さい。

今後、皆様方がご自身の健康に留意され、無事故でご活躍される事を祈念申し上げます」

東個協 板橋第二支部 堤 啓さん(48歳)

2年前、個人タクシーを目指している方の話を聞き、「自分も2年後には個人タクシーになれる位置にいる」と思ったことが、目指すきっかけになりました。



こうして個人タクシー事業者になることが出来たのは、関わった方すべての人のおかげだと思います。お客さんからいただいた「あなたの運転は海外の人に喜ばれる運転だから、あなたの運転で世界の人を楽しませて欲しい」という言葉を胸に、今後も今まで通りの運転で頑張りたいと思います。

酒気帯び運転の発覚について

各団体並びに事業者各位が法令遵守の徹底及び事故防止対策に取り組んでいる中、本年2月の酒気帯び運転の事例が、今般、発覚いたしました。

当該事業者は、二月八日十六時頃、交差点右左折方法違反で白バイに止められた際、酒臭いことからアルコール検査を受け、酒気帯び運転も含めて赤色切符を渡されておりましたが、この度、検察庁からの呼び出しを受け、運転免許の取消処分を受けるまでの間、所属団体に報告をせずにおりました。なお、即刻、事業廃止届を提出させました。

自家使用を含め運転する際には必ずアルコールチェッカーを使用してください。

「飲酒運転」は、一般乗用旅客自動車運送事業者として優秀適格であるがゆえに許可を受けている個人タクシーにとりまして、最もあつてはならない犯罪であり、当事者が事業廃止をすれば済むことではなく、このように不祥事が続く状況は、個人タクシー制度の存続に直結する正に由々しき異常事態であります。

つきましては、二度と飲酒運転をはじめとする不祥事が発生することがないよう、事業者一人ひとりが「飲酒運転は絶対にしない」「不祥事は起こさない」という強い信念をもって仕事に取り組み、個人タクシーの信頼回復のため、不祥事の撲滅に一丸となって取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、万が一、不祥事が発生した場合には、直ちに所属団体に報告するようお願いいたします。

都内個人タクシー現況 (平成29年6月1日現在)
許可事業者数 13,329名 (前月比 -46名)
(特別区、武三12,906名 北多摩158名 南多摩265名)
傘下事業者数 13,045名 (前月比 -55名)
(特別区、武三12,624名 北多摩158名 南多摩263名)
※集計方法は運輸行政と異なります。

平成28年度事業報告(二部抜粋)

業界の現況

特定地域の指定基準等が平成27年1月30日公示され、東京特別区、武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏および西多摩交通圏については、特定地域の指定基準に合致せず準特定地域に留まることとなりました。しかし、南多摩交通圏については、平成27年12月25日に特定地域指定候補地に選定され、南多摩準特定地域協議会において、台数ベースで90・8%の賛同を得て、特定地域の指定に同意を決め、平成28年6月29日に、国土交通省の運輸審議会答申を経て特定地域として大臣指定がされました。その後、平成29年3月29日に開催された第2回特定地域協議会において、個人タクシーは月2日の定休日に加えて、供給輸送力の削減を年間6日とすることを盛り込んだ地域計画が策定されま

した。今後は、特定地域協議会が地域計画の認可を受け、更に、個人タクシー事業者が、事業者計画の認可を受け供給輸送力の削減を実施していくこととなります。

東京都の全交通圏において新規許可は引き続き凍結されており、事業者数は更に減少し、組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。その様な中、平成29年4月12日開催された「個人タクシーを応援する議員連盟」の第3回総会の中で、藤井自動車局長から「どういった形で個人タクシーの新規許可ができるか真剣に検討したい。高齢化を止めて若い血を入れることに使って頂けるならあり得る。法人業界との調整や特措法の趣旨といった点でも今後相談し、対応できるようにしたい。」との見解が述べられました。今後は、個人タクシー業界が取り得る施策を精査した上で、行政にお願いしていくことになり、やっとな歩の前進を見ました。

主な取り組み状況(一部抜粋)

【個人タクシー事業者の法令遵守の徹底及び事故防止対策】

平成28年に入り、本来ありえない飲酒運転に起因する事故が連続発生しました。個人タクシーに対する社会の評価は、かつてないほど厳しく、制度の存続も危ぶまれるほどの状況に陥っていることを踏まえ、個人タクシーの信頼回復に向け、「飲酒運転事故の再発防止策」を定め、都個協、会員団体、所属団体において取り組み事項のフォローアップを行ってまいりました。しかし、その最中にまたしても飲酒運転事故や無車検運行などが続けて発生しました。そこで「個人タクシー事業者の法令遵守の徹底及び事故防止対策」を策定し、悪質違反の撲滅に向け、都個協、会員団体、所属団体が一体となって追加的取り組みを

【初乗距離短縮運賃の実施について】

短距離の利用に躊躇している潜在的なお客様の掘り起こしや高齢者、若年層、また外国人観光客の方々に気軽にタクシーをご利用いただけるよう、特別区武三交通圏において、初乗り距離を短縮した新運賃(初乗り1052m 410円)を平成29年1月30日より実施いたしました。

現行の改正タクシー適正化新法による特定・準特定地域は、指定された範囲内から運賃を定める「公定幅運賃」制度が導入されており、個人タクシーも新たに定められた運賃幅の中から新しい運賃を選ば変更手続が必要となりました。当協会においては、切迫した日程の中で改定作業がスムーズに進むよう諸届出用紙、運賃料金表、運賃ステッカー、リーフレット等を作成・配付するとともに、各団体協力のもと取り纏め作業を行いました。

正味財産増減計算書 平成28年5月1日から平成29年4月30日まで (単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 当年度, 前年度, 増減. Rows include 一般正味財産増減の部, 経常増減の部, 経常費用, 経常外増減の部, 指定正味財産増減の部, 正味財産期末残高.

赤坂警察署からの改善要請



警視庁赤坂警察署交通課交通執行係より、左記の場所において、特に夜間から深夜早朝にかけて、客待ちタクシーの違法駐車車両が交通の流れを遮断し、恒常的な交通渋滞を引き起こしており、地域住民を始め、多くのドライバー等から苦情が寄せられている旨の改善要請がございました。

今後改善が見られない場合は、取り締まりを強化する旨の嚴重注意を受けております。

赤坂地区周辺で営業されている事業者の皆様におかれましては、適正営業励行に努めるよう、お願いいたします。

《記》

【場所】

- 赤坂インターシティAIR周辺道路 (港区赤坂1-7)
- 山王下交差点付近

夜間走行時の路上寝込みに注意

路上寝込みを発見したら、110番か警察官に通報してください。また警察官が現場に到着するまで、ハザードランプを点灯させるなど、後続車による事故を防止するため、交通事故防止にご協力をお願いいたします。

安全第一、法令順守の営業を

平成29年6月1日付け期限更新許可期限1年連続者について

平成29年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は1955名で、更新後の許可期限の内訳は5年170名、3年738名、2年88名、1年878名、定年を迎える最終更新8名、前回更新時における違反未報告による処分保留73名でした。

違反未報告があった団体に対しては、行政より顛末書及び再発防止策の提出が求められました。

また、528名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の24名、3回連続の40名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

より一層の安全運転を心掛けてください。

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限 (内訳)				
	5年	3年	2年	1年	定年 (最終更新)
1,882 (100%)	170 (9.0%)	738 (39.2%)	88 (4.7%)	878 (46.7%)	8 (0.4%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。
※その他、違反未報告による処分保留者73名あり。

許可期限 1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
359	105	40	24	0	528

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった350名を除く。

■不正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案 (加重)	合計
平成29年4月	25	12	1	38

■処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

平成29年5月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	足立支部	F・T	H29.3.16	新橋駅烏森口周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止
都営協	亀戸支部	W・K	H29.4.3	港区新橋2-17	乗禁地区営業		表示灯使用停止
都営協	小岩支部	K・S	H29.3.8	新橋駅東口バス停向い側	進入禁止無視		表示灯使用停止
都営協	事業団支部	M・M	H29.3.8	新橋駅東口バス停手前	待機禁止無視		表示灯使用停止
都営協	城北支部	A・K	H29.3.11	港区六本木5-5	運送引受拒絶		表示灯使用停止
都営協	新中野支部	N・S	H29.3.6	中央区銀座7-7 (車両進入禁止地区内)	乗禁地区営業		表示灯使用停止
都営協	新中野支部	T・A	H29.3.8	難波橋周辺	進入禁止無視		表示灯使用停止
都営協	東京北支部	Y・J	H29.3.8	新橋駅東口吉野家前	進入禁止無視		表示灯使用停止
都営協	友和支部	S・S	H29.2.3	千代田区内幸町1-1	待機禁止無視		表示灯使用停止
都営協	東京西北協組	A・Y	H29.3.9	山下橋周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成29年5月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない
本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

訃報

*5月

氏名	所属団体	享年	病名
北郷 孝治 (東個協・大田第二)	北郷 一夫 (東個協・北)	68	肺癌
石塚 榮作 (東個協・北第二)	下村 政則 (東個協・渋谷)	69	肺癌
川口 政則 (東個協・渋谷)	次田 高敏 (東個協・豊島)	69	心不全
黒岩 伸二 (東個協・練馬第二)	石川 貴雄 (都営協・葛飾)	60	不明
伊東 金雄 (都営協・小岩)	丸山 一男 (都営協・城北)	65	不明
丸山 一男 (都営協・城北)		56	脳出血

ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告⑤⑩

【名称変更】

旧名称	新名称	所在地	変更日
目黒雅叙園	ホテル雅叙園東京	目黒区下目黒1-8-1	平成29年4月

【新施設】

名称	概要	所在地	開始日
GINZA SIX	銀座エリア最大の商業施設。241のブランドが集結し、世界でここにしかない特別な場と仕掛けを創発（松坂屋銀座店の跡地）。	中央区銀座6-10-1	平成29年4月
二十五世観世左近記念観世能楽堂	能楽の最大流派・観世流の活動拠点「二十五世観世左近記念観世能楽堂」が「GINZA SIX」の地下3階に開場。	中央区銀座6-10-1	平成29年4月

【新施設】

地図	名称	概要	所在地	開始日
	国際法務総合センター	都内等に点在する刑務所施設を移転集約した法務省の施設。	昭島市 もくせいの杜2丁目	平成29年9月 運営開始 予定

【道路・橋等】

名称	概要	変更日
立川基地跡地昭島地区(点線内)	核都市にふさわしい広域的な機能や業務・商業機能等の導入を図り、緑豊かで良好なまちづくりを実現。 2017地図 P254-F4・5～P255G-4・5	平成29年4月

【道路・橋等】

地図	名称	概要	変更日
	新規開放区間	調布都市計画道路3-4-17号 狛江仙川線のうち約320メートルの区間が開放された。(調布市若葉町3丁目～同市若葉町2丁目)	平成29年5月